

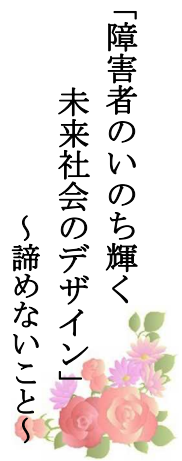
あんでな

社会福祉法人
大阪重症心身障害児者を支える会
NO.5 2019年4月26日発行

【法人理念】 私たちは、「障害」という言葉を生きていく上での困難さと捉え、その困難な状況下で精一杯生きる利用者の有する権利と人格に対して、最大の敬意を払うとともに、私たちが行う支援が効果を上げるべく、自己研鑽を行い、私たちの職務が利用者の福祉に貢献することを喜びとして、目前にある使命を、諦めることなく熱意をもって果たしていくことが私たちの事業に対する姿勢です。

若葉が芽吹き、新緑の美しい季節となりました。早朝にはうぐいすの鳴き声が盛んに聞こえてきます。

「あんでな」新年号の巻頭言では、当事者の方々やご家族の方々に対する行政に対する働きかけの辛苦と歴史を知ることができました。そして「遠隔地ではなく住み慣れた地域で共に暮らしたい！」という切なる思いがそれぞれの施設開設に至りました。諦めずに行動することが実現の決め手であることを目の当たりにさせていただきました。さらに2025年開催予定の大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき、「障害者のいのち輝く未来社会のデザイン」というビジョンが示されました。折りしも、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。その理念には、人種、性別、障害の有無、宗教、政治などあらゆる面での違いを肯定・尊重することが含まれています。



また、障害者福祉の分野では、1981年国際障害者年を機に「障害者の完全参加と平等」（国連）が提唱され、それを背景に、日本でも1998年障害者基本法が成立（従前法からの大改正）しました。幾度かの改正を経て、障害者の社会参加を制約している要因を取り除くための施策が図られ（例えば、障害者雇用促進法、障害者差別解消法等）ノーマライゼーションの考えが少しずつ定着してきました。

このように、世界の動きとして「障害者もいのち輝く未来社会」を目差す方向に向かっていきます。そして、各地域ではその実現のための取組が少しずつ始まっています。社会資源として、施設や設備や福祉分野従事者が増えること、また成年後見制度や医療的ケア児者の支援システムなどのしくみ作りも（課題はまだありますが）その一例です。さらに、支える会の要にしている障害者の方々一人ひとりに敬意を払い、柔軟に丁寧に応えるという、本当の「心のバリアフリー」が広まることも重要な要素です。

標語に「Think Globally, Act Locally（シンク・グローバル、アクト・ローカリー）」＝「地球規模で考

え、足元から行動せよ」があります。先人の方々が造られた道を未来へつなげるには、私たちが暮らす街づくりから、そしてそれは個人一人ひとりの認識と努力と諦めないことから始まるのではないのでしょうか。

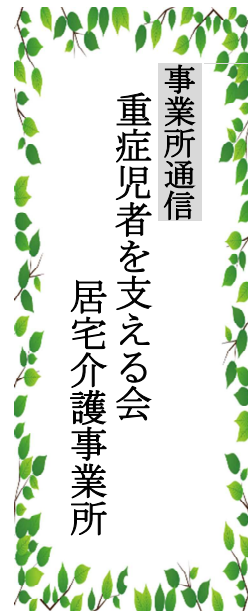
本年は新しい年号のスタートする年でもあり、4月より新年度として新たな目標や事業が始まります。まだまだ不十分ですが、懸命に生きておられる利用者の方々一人ひとりの気持ちに触れ、その方を知り、様々なご希望にできるだけ添えますよう、努力して参ります。

- 「障害者のいのち輝く未来社会」 P,1
- 事業所通信（重症児者を支える会 居宅介護事業所） P,2~3
- 成年後見人制度 P,4~5
- セミナー・イベント情報 P,6
- スウェーデングループホーム P,7
- みどり教室作品展、年金相談等 P,8

事業所通信

重症児者を支える会

居宅介護事業所



居宅介護事業所では日々皆様よりご依頼をいただき、様々な支援に入らせて頂いております。毎日の生活の中で、食事や入浴など色々な支援がありますが、今回は外出の支援を紹介させていただきます。

☆乗り物の好きな二十代男性Aさん

作業所での仕事をされてから、夕方4時から6時までの2時間の外出支援をさせて頂いています。主な支援内容は電車・バスに乗ったり、ホームやバス停から景色を見るのが大好きで、毎日の欠かせないことのひとつです。

もうひとつはプールです。ご本人は必ずしも毎日行きたいものではないのですが、ご家族の勧めもあり、その期待に答えようとしている感じもあります。



ご家族に話を聞くと、プールは筋肉や関節をやわらかくするのに有効でリハビリにもなるようですが、無理にはならないように誘って下さいとのことなので、最初の頃はプールに行かないことが多かったです。それでも強く誘うことはしませんが、「プールは楽しいし身体にもいいですよ、次回は行きましょうね」と軽くお伝えしてみました。そのうち、ご家族のお声掛けもあつてか、プールに行かれる割合が増えてきました。

しかしAさんはプールの前に「プールに入ったらお母さん喜ぶ？プールに入らなかつたらお母さんに怒られる？」と聞いてこられます。プールに入ってほしいですが、無理はしてほしくないの、「お母さんはプールに入ったら喜ぶと思うけど、無理はしないで」とも言っていました。またプールに入らなくともお母さんは決して怒りませんよ」とお答えしてから、Aさんから意思をききます。

その後、プール支援が定着してきてプールに入ったあと地下鉄に乗って帰るのがご本人のパートナーになってきました。ある日、プールに夢中になって、電車に乗る時間がなくなってしまいました。それでも「絶対電車に乗るよ」と強く訴えられました。ここでプールの時間が長くなったから電車に乗れなくなつたと言わずに、「プールをしっかり泳がれてすごかつたです

ね」とご本人を賞賛してから、「電車は次に乗りましょうね」と伝えると、納得されて家に帰られました。

プールに行くか行かないか、その後の電車に乗る時間の長短などのお伺いをたてる時など、色々な伝え方や、コミュニケーションのとり方がありますが、ヘルパーが伝えようとしている内容を、利用者さんは広く受け入れて頂いていることが多々あると思います。その寛大さに気付けることが大切なのだと思います。(H・T)



☆外出大好きなBさん

Bさんは気管切開をされているため声を出す事は出来ませんが、まばたきなどでしっかりと意思を伝えてくださりいつもヘルパーと外出を楽しんでいます。

新しいもの、楽しい事が沢山ある梅田がお気に入り、特に阪急百貨店は大好きでいつも物産展などチェックして出かけられています。

その中でも毎年一番楽しみにされているのが2月のバレンタイン博覧会。同じ時期に色々なところでバレンタインフェアが開催されていま

す。中でも阪急百貨店9階の催事フロアは全てがバレンタイン一色になる大きなイベントです。

まず、期間中一回目の外出は全体を見て回ってチェックするところから始まります。パンフレットを

手に何かから食べるかをヘルパーと相談・・・

一日でソフトクリ

ーム3個ぐらいを目標に、何からどういう順番で食べるかなどが決まると、いざスイーツタイムの始まり、始まり！

ソフトクリームもカップのものよりコーンの方がお好きなようです。アイスの後にまたアイスを召し上り、その間にガトーショコラやカヌレを食べたり、持参のえびせんで口をリセットしたり、組み合わせなども考えながらどんどん食べ進められます。

又、話題のスイーツや、限定商品などをそろえているお店などはとっても気になるのでオープン前から並んでゲットすることも。そして4回、5回を何度も会場に足を運んでスイーツメニューを制覇。会場で車椅子のベルトにスプー



ンをさして颯爽と会場を回られるBさんの姿はかなり目立っているかもしれません。

普段の食事介助の場面では苦手な物が多くあったりとスムーズにいかない事もありますが、好きな物、美味しいものはバクバク。

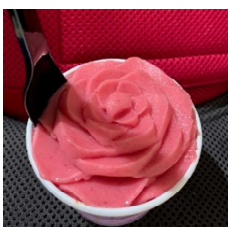
今年も無事、気になるスイーツはしっかりと味わい楽しむ事が出来たようです。

バレンタイン大好きなスイーツが沢山あるの得意気込みが違います。それ以外の時期も阪急は物産展やライブなど様々なイベントが開催されておりBさんは楽しみに行かれています。先日は九州物産展にてからし蓮根に初挑戦！意外といけたようです。

国内の色々な地域や色々な国の雰囲気を楽しめ、小旅行気分が味わえる物産展は、新しい味に出会えたり、普段なかなか食べること

の出来ないものが食べれたり色々な楽しみが出来ます。そんな中でも「阪急百貨店はおススメですよ！」Bさんは話されていました。

ゆくゆくは実際に色々な国に行ってみたくないと、夢を膨らませておられます。



★阪急百貨店は催し会場の同じ階に身障者トイレ（多目的シート付き）があるので過ごしやすく、エレベーターもJR側は比較的上がりやすいです。スタッフの方も丁寧な対応をして下さいました。

色々な支援がありますが、楽しいと思うことはみんなそれぞれだと思います。

これからも沢山の笑顔が見られる外出を心がけたいと思います。（M・M）



成年後見制度

「成年後見制度」はノーマライゼーション（障害をもつ方も、もたない方も、平等に生きて行く、という考え方）の社会の流れを基に、平成12年、以前の制度を大幅に改正して登場しました。制度の背景には、①障害者や高齢者に対する消費者被害の増加、②支える家族の高齢化、③自己決定を尊重するために福祉サービスが「利用契約制度」となり判断を要すること、などがあります。今後社会との関わりが増えてゆき、自立や自己決定が重視される福祉社会では、ますます重要な制度の一つです。しかし、課題もあります。

1、成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々が不利益を被らないよう、その方の権利を守る援助者Ⅱ「成年後見人」を選び、法律的に保護・支援する制度です。例えば、財産管理や身上監護（生活をするための医療関連・施設入所・介護看護などの契約）などが、その仕事になります。ただし、成年後見制度における身上監護には現実の介護行為は含まれません。

2、成年後見制度の種類

(1) 任意後見制度

…判断能力が不十分になる前に

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自らが選んだ代理人Ⅱ「任意後見人」に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおくものです。

(2) 法定後見制度…判断能力が不十分な場合

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人…注1）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする時に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護・支援するものです。

☆注1…判断能力の程度などによって3種類に分かれています。与えられる権限が異なります。以下の文章ではこの3種類を「後見人等」と記します。

3、後見人等が留意すべき点

(1) 本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないことが、民法でも定められています。

(2) 真の意味での「権利擁護」、すなわち障害者や高齢者が、家族を含む自分以外の他者に支配されないための社会的支援を行うこと。「決めてあげる」のでも、「保護してあげる」わけでもありません。

4、手続きの流れ、費用などについて

(1) 任意後見制度の手続き、費用など

・任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。

・費用は、公正証書作成の基本手数料（1000円）、登記嘱託手数料（1400円）、法務局の印紙代（2600円）、その他正本等の用紙代、郵送代など。

・本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で「任意後見監督人」が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。選任の為の申立て費用が必要です。

・家庭裁判所への申し立ては、本人、その配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などが可能です。

(2) 法定後見制度の手続き、費用など

①家庭裁判所に申立て

申立てができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族などに限られており、その他に市区町村長も可能です。

②家庭裁判所による審問・調査・鑑定など

申立人、本人、後見人候補者に事情を聴いて事実を調査します。場合によって本人の判断能力の鑑定をします。

③家庭裁判所による審判

後見等の開始と成年後見人等の選任を行い、審判を告知・通知します。不服申し立てがなければ、審判書を受領してから2週間後に確定します。不服がある場合は、この2週間の間に不服申立ての手続きをとることができません。申立てから確定までの期間は、個々の事案により異なりますが、4ヶ月以内とされています。

・費用は、申立て手数料（1件につき800円分の収入印紙）、登記手数料（2600円分の収入印紙）、成年後見用診断書代、郵便切手、本人の戸籍謄本代など。

※本人の判断能力を十分に確認するため医師による鑑定を行った場合は鑑定料が必要になります。

5、後見人等は誰が担うか、

またそのメリット・デメリット

(1) 親族

親族が後見人等候補になる場合が多く考えられますが、親は高齢、少子化で兄弟姉妹が

いない、また高齢者後見では利害関係によりトラブルの発生が増加傾向にあります。

(2) 弁護士・司法書士などの専門職

法律知識があり役割は大きいですが、多数を受けることが難しく報酬面で限界があります。

※成年後見人等から請求があつた場合には、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬が支払われることとなります。被後見人に経済的負担が生じると、制度の利用を控えがちになります。

(3) 社会福祉協議会・社会福祉法人・NPO

法人などの法人

福祉に関する専門的知識や他の専門性も併せ持つ集団的支援体制で関わるることができます。また、経済的に専門職後見人の選任が困難な場合や家族間トラブルがある場合に対応できます。

(4) 講習などを受けて資格を得た一般市民

市民の目線・感覚で本人の意思を代弁でき、いわゆる普通の暮らしの支援や有意義な財産活用の助言ができますが、専門知識や経験は浅くなりがちです。

6、求められる後見人等

本当に本人の意思を知り尊重することは、障害の特性、コミュニケーションの方法、人

柄などを熟知しなければなかなか難しいことだと思います。

本人や親御さんが求めている後見人像はそれぞれ異なると思いますが、おそらく共通するのは（必要な専門知識を要することは当然ですが）本人をよく知って、本人が自分らしくあるいは生きがいを持って暮らしていけるような判断・助言が行なえることではないでしょうか。

平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」では、「利用者がメリットを実感できるような制度、運用の改善」として「意思決定支援」の重視があげられています。「能力を欠いていると立証されない限り、能力を有する」という考え方で、障害や認知症で判断が不十分・賢明な判断が難しいなどを理由に、本人が意思決定することは不可能とみなしてはいけない、という内容です。少しずつ広がりつつあります。

このような法的な整備も必要ですが、まず関わる私たちが、各人を知り、意思を尊重し、支援があればご本人が意思決定できることを十分認識することが真の権利擁護の一步になるのだと思います。

【参考資料】・「成年後見制度」パンフレット（法務省民事局版、家庭裁判所版）・「成年後見制度」講演レジュメ

（姫路聖マリア病院小児科重度障害総合支援センター）
ルド センター長 宮田広善

講座・セミナー・イベント情報

「大阪市市民後見人」養成講座のための事前説明会

「養成講座」(2019年6月開講予定)に先立ち、事前説明会が開催されます。

■日時・場所(注:同じ内容で3回開催されます。)

第1回(北区) 2019年5月15日(水曜日) 14:00~16:00

第2回(北区) 2019年5月16日(木曜日) 18:30~20:30

上記2回は、大阪市立住まい情報センター3階ホール(北区天神橋6-4-20)

第3回(西成区) 2019年5月18日(土曜日) 14:00~16:00

大阪市社会福祉研修・情報センター5階大会議室(西成区出城2-5-20)

■対象:大阪市在住または在勤で、24歳以上68歳以下の方(2019年3月31日現在)

■定員各回100名ずつ(先着順・事前申込みが必要) ■参加費用:無料

■申込期限:各回の開催2日前まで(当日消印有効)

■問合せ先:〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

大阪市成年後見支援センター TEL:06-4392-8282 FAX:06-4392-8900

ネット検索「大阪市市民後見人養成講座」

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000387618.html>

医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム□

～医療的ケアが必要な方の在宅支援システムの構築に向けて～

これまで行政、福祉、医療、教育等各分野の連携における種々の課題の意見交換、事例発表を実施、今回は医療依存度の高い方に対する訪問医療の可能性や国の示す地域生活支援拠点(多機能拠点整備型)の実践例などについてでした。今回は、トランジション(成人移行期)をより大きな視点として、その核となる支援者の人材育成やトータルな相談事業の在り方について議論の場が持たれます。

■日時:2019年6月15日(土)9:30~17:00

■会場:CIVIL北梅田研修センター 5階ホール(大阪市北区芝田2-7-18)

■主催:医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム実行委員会

■申込み・問合せ先:大阪府重症心身障害児・者を支える会内 実行委員会

大阪市阿倍野区阪南町5丁目15-28 育徳コミュニティーセンター2F

TEL:06-6624-2555 FAX:06-6624-2556 メールアドレス:osaka@sasaeru.or.jp

華やかな桜の時期が終わり新緑の季節になりました。大阪には引き続き花々の美しい公園がたくさんあります。例えば、長居公園(植物園)ではハナミズキ、ボタン、シャクヤク、バラ、シャクナゲが5月下旬まで、中之島公園(※)ではバラが5月中旬~下旬まで楽しめます。詳しくは、[大阪市花とみどりの情報サイト](http://www.osakapark.osgf.or.jp/)

<http://www.osakapark.osgf.or.jp/> をご覧ください。

※中之島公園には駐車場がありませんが、近隣の中央公会堂で若干駐車可能です。

スウェーデンのグループホーム

についての意見交換会



4月8日、スウェーデンで重度の障害のある方のグループホーム（以下GHと表記）を運営しておられる、ブレンダ・アンダーソン氏とテレーセ・リングフォード氏（シヨンダールス グループホーム スタード）、イエミル・オストベリ氏（SQC Swedish Quality Care 教育責任者）による講演・意見交換会が実施されました。約80名の参加者で2時間、リラックスできるようなお茶を頂きながらのスウェーデン方式で進められました。今号では講演部分の概要をご紹介します。

スウェーデンでは1994年に施行されたLSS法「一定の機能的な障害のある人々に対する援助とサービスに関する法律」により、障害者を含む、支援が必要な市民に対するサービスが変化しました。高質のサービスを受ける権利、パーソナルアシスタントを受ける権利、GHに住む権利など、この法律は権利の法律です。これは家族の運動によって生まれました。（ちなみにスウェーデンの投票率は85%位で市民が判断・監視しています。）このLSS法により収容数6名を超える施設が禁止され、約10年を経て、大型施設から全て小型施設に移行されました。

現在お二人が経営する二つの施設は障害の重

さが違うタイプのGHで、集合住宅の1階にあります。一人ひとりに合った質の高いサービスを提供するため実施していることは、

① 十分な職員数（利用者6名に対し6名の介護職員）

② 教育（新しい職員には一般的な基本研修が5〜6日、別に自閉症・アスペルガーの教育や専門の方を呼んで指導や教育）

③ 職員が同じ目標・目的を持つことは大切

④ 車椅子などの身体障害補助機具や認知的補助機具の活用（情報のやり取りやコミュニケーションのために大切）。費用は国や市が全額負担

⑤ GHに入る前にGHの情報（職員の紹介、設備、周囲の環境、等々）や歓迎の意の手紙を送る。

⑥ 自閉症の場合、環境の変化により生活に不安が出ないよう、本人と家族に何度も面談をし、現在の住居環境の様子を

よく把握し、それぞれに合ったケアプランを細かく（15分おき）作成する。

⑦ 障害の重さや能力に応じ職員が一緒に補助機具を活用して、各々が食べる物やアクティビティに参加するか否かを決める。クオリティライフを高め、本人の安心感につながる。

⑧ アプリケーションの活用

法律で6名を超える施設が禁止されていることに、会場からかすかな驚きの声が上がりました。少人数制であることに加え、権利の法律により一人ひとりの生活が守られています。これには市民の行政に対する声による成果もあるそうです。次号では意見交換・質疑応答部分をご紹介します。

ハプティックセラピーセミナー

を開催



4月13日、14日にはハプティックセラピーセミナー初級、中級、上級が開催され、それぞれ約10名に修了証が授与されました。

ハプティックセラピーはスウェーデンで実施されているマッサージで、やさしく包み込むように皮膚に触れることにより、安心と信頼感を促し、自分の身体領域の認識につながる、新しいコミュニケーション手法です。オキシトシン（幸せや癒しのホルモンと言われている）が分泌されることから、注目されています。詳しくは、「あんでな3号」をご覧ください。

セミナー参加者の中にはすでに実施されている方もおられ、重症心身障害者の方の拘縮と緊張が緩和されたという体験例も示されました。



みどり教室 春の作品展&模擬店

かご製品、陶芸作品、リング編み、和紙製品、クッキーなど、盛り沢山の手作り商品やバザー品、また模擬店では安くて美味しい軽食やスイーツなども準備しています。

皆様のご参加をお待ちしています。

●日時 6月8日(土) 10時～14時

小雨決行

●場所 みどり教室

大阪市阿倍野区阪南2-23-11

TEL 06-6622-3759



年金等の相談会のご案内

社会保険労務士事務所アヴァロンの伊藤先生にご協力をいただき、毎月開催しています。

どうぞお気軽にご相談ください。

●日時 6月12日(水)、7月10日(水)、

8月14日(水)、いずれも10時半～12時

●場所 ゆらつとステーション1階面談室

大阪市住吉区万代東1-3-19

●費用 無料

●主催 大阪府重症心身障害児・者を支える会

●申込み・問合せ 社会福祉法人

大阪重症心身障害児者を支える会事務局

TEL 06-6690-5360

FAX 06-6696-9955

世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。2007年、世界の人々に自閉症を正しく理解してもらおうことを目的に国連総会で決議されました。日本でも4月2日から8日を発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催や建物やタワーのブルーライトアップ等の活動が各地で行なわれています。(大阪では大阪城天守閣、通天閣、天保山大観覧車において)

自閉症は、「自分の殻に閉じこもっている状態」と考えられたり、「親の育て方が冷たかったことが原因ではないか」と思われることがあります。脳が発達の仕方の違いから「他の人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などが苦手であり、一般に「常識」と思われることを身につけることも苦手です。このため、誤解や偏見が生じる場合があります。

その他自閉症の方々はそのぞれに異なる感性や個性を持っておられるので、その特徴を周りがよく知って、正しい方法で穏やかに根気よく接し、よい関係を築いてゆくことが、その方が生き生きと暮らしてゆける基であり、また逆にそのお蔭で私たちが純粋さを取り戻すきっかけにも繋がります。

〈参考〉世界自閉症啓発デー

日本実行委員会公式サイト



編集後記

先日国連から過去3年間のデータを元に世界156カ国の幸福度ランキングが発表されました。1位フィンランド、2位デンマーク、3位ノルウェー、7位スウェーデン、トップ10の半数に北欧諸国が入っています。ちなみに日本は58位で、過去5年間を見ると、2015年46位、その後53位、51位、54位、58位という状況です。

北欧諸国は社会保障国家や福祉国家と言われています。幸福感は日々安心して暮らせる社会から得られるもので、歴史を含めてこれらの国々から学べることも多くあることと思います。

支える会では、これからも機会がありましたらスウェーデンから専門の方を招いて勉強会を開催して行きたいと思っています。



発行元

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会

〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町2丁目23番11号

TEL 06-6690-5360

FAX 06-6696-9955